

様式例 1

農地法第 3 条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

富田林市農業委員会会長 様

譲渡人 氏名 (設定人) (ほか 名) (連絡先 - -) (申請当事者全員の詳細は下記のとおり)

譲受人 氏名 (被設定人) (ほか 名) (連絡先 - -) (申請当事者全員の詳細は下記のとおり)

下記農地 (採草放牧地) について を 移転 設定 (期間 年間)

したいので、農地法第 3 条第 1 項に規定する許可を申請します。

記

1 申請者の氏名等

当事者の別	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者

2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地目		面積 (㎡)	対価、賃料等の額 (円) (10 a 当りの額)	所有者の氏名又は名称 (現所有者が登記簿と異なる場合)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類	権利者の氏名又は名称
				(/10 a) ()			

売買の場合は売買価格を、賃貸借の場合は賃料を記載してください。

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

(1) 権利を設定又は移転しようとする時期

令和 年 月 日

(2) 土地の引渡しを受けようとする時期

令和 年 月 日

(3) 契約期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 連絡先（必ず記載してください）

代理人氏名

連絡先

— —

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 号の 45 に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあつては、在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は「日本」)を記載してください。
- 2 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 3 記 3 は、(1) 権利を設定又は移転しようとする時期、(2) 土地の引渡しを受けようとする時期、(3) 契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を添付してください。

(教示)

農地法第 2 条第 1 項（農地の定義）

この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。

農地法第 2 条の 2（農地について権利を有する者の責務）

農地について所有権又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。

農地法第 3 条第 1 項（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）

農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。

農地法第3条第2項

前項の規定は、次の各号に該当する場合には、することができない。

第1号 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合。

第4号 第1号に掲げる権利を取得しようとする者（農地所有適格法人を除く）又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合。

農地法第3条第3項

農業委員会は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権が設定されている場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときは、前項（第2号及び第4号に係る部分に限る）の規定にかかわらず、第1項の許可をすることができる。

第1号 これらの権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃借の解除をする旨の条件が書面により契約において付されていること。

第2号 これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

第3号 これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

農地法第3条第5号

第一項の許可は、条件をつけてすることができる。

農地法第3条第6項

第1項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。

農地法第3条の2第2項（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等）

農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第3項の規定によりした同条第1項の許可を取り消さなければならない。

第1号 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。

農地法第64条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は三百万以下の罰金に処する。

第1号 偽りその他不正の手段により、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は第18条第1項の許可を受けた者。

農地法関係事務に係る処理基準（抜粋）

第1 全体的事項

(1) 農地等の定義

農地法、農地法施行令、農地施行規則及びこの処理基準で「農地」及び採草放牧地とは、次に掲げるものをいうものであり、これらに該当しない土地又は採草放牧地として取り扱ってはならない。

- ① 「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。この場合、「耕作」とは土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培する事をいい、「耕作の目的に供される土地」には、現に耕作されている土地のほか、現在は耕作されていないけれども耕作しようとするればいつでも耕作できるような、すなわち、客観的に見てその現状が耕作の目的に供されるものと認められる土地も含まれる。

農地法第 3 条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

＜農地法第 3 条第 2 項第 1 号関係＞

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地	\	農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)	
	自作地						
	貸付地						
	\	所在・地番		地目		面積 (㎡)	状況・理由
				登記	現況		
非耕作地							

所有地以外の土地	\	農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)	
	借入地						
	貸付地						
	\	所在・地番		地目		面積 (㎡)	状況・理由
				登記	現況		
非耕作地							

(記載要領)

1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。

なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の括弧書き（疾病または負傷による療養等のため、一時的に貸し付けようとする場合等）に該当する土地です。

2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 申請地取得後の営農計画

所在地	地目	面積	作付予定作物	10 a 当りの収穫見込	収入見込

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類				
	所有				
確保しているもの	リース				
導入予定のもの (資金繰りについて)	所有				
	リース				

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載してください。
- 所有している大型の農機具を必ず記載してください。また、購入、リース予定の大型の農機具は必ず購入時期やリース期間を記載してください。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況	農作業歴（ 年）
	農業技術修学歴（ 年）
	その他（ ）
② 世帯員等その他常時雇用している労働力（人）	現在： 人（農作業経験の状況： ）
	増員予定： 人（農作業経験の状況： ）
③ 臨時雇用労働力（年間延人数）	現在： 人（農作業経験の状況： ）
	増員予定： 人（農作業経験の状況： ）
④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの距離及び時間	住所地、拠点となる場所等から _____ k m、 _____ 分、通作方法 _____

<農地法第3条第2項第2号関係>

2 該当するものに印を付してください。

- 農地所有適格法人
- その他

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 該当するものに印を付してください。

- 信託の引受けによる権利の取得
- その他

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

	氏名	年齢	職業	権利取得者との関係	農作業従事日数	備考
世帯員等						

その者の農作業への従事状況(該当する期間(実績又は見込み)を「←→」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

5 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（一般）

	権利を有する農地の面積 (現在の耕作地の面積) (㎡)	権利を取得しようとする農地の面積 (申請地の面積) (㎡)	合計 (㎡)
農地			
採草放牧地			

<農地法第3条第2項第5号関係>

6 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。（該当しない場合は空白）

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間に稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- 農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

7 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法的の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）